

定 款

一般社団法人岩手県自動車整備振興会

一般社団法人岩手県自動車整備振興会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県自動車整備振興会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県紫波郡矢巾町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上を促進し、並びに自動車の整備事業の業務の適正な運営の確保と車社会の健全な発展に資するとともに、自動車使用者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会としての意見を公表し、又は適当な行政庁に申し出ること。
- (2) 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれらを公刊し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。
- (3) 講演又は講習を行うこと。
- (4) 自動車の整備又は整備事業に関し、自動車の使用者等の苦情を処理し又はその相談に応ずること。
- (5) 自動車の整備に関する技術の向上及び自動車の整備事業の業務の運営の改善に関し、自動車特定整備事業者等の相談に応じ、又はこれらの者を指導すること。
- (6) 広報を行うこと。
- (7) 行政庁の発する法令通達等の普及徹底及び施行のためにする措置に対する協力に関すること。
- (8) 自動車使用者の保守管理意識の醸成及び定期点検整備の促進に関すること。
- (9) 自動車の整備についての普及、啓蒙に関すること。
- (10) 自動車整備業の立場から交通安全及び環境保全並びに犯罪防止に関すること。
- (11) 自動車の整備事業における廃棄物の適正処理の推進及び資源の有効利用の促進に関すること。
- (12) 自動車整備士二種養成施設の管理及び運営に関すること。

- (13) 自動車整備技能登録試験の実施に関する事。
 - (14) 自動車登録番号標の交付代行及び車両番号標の頒布に関する事。
 - (15) 自動車整備用機器類の校正に関する事。
 - (16) 自動車の点検整備・検査等に係る帳票・用品類の販売、検査予約等に関する事。
 - (17) 損害保険代理業務に関する事。
 - (18) 会員の福利厚生に関する事。
 - (19) 会員及び関係機関等との連携・協調の強化に関する事。
 - (20) その他本会の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業は、岩手県内において行うものとする。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 岩手県内において自動車特定整備事業を営む個人又は団体
 - (2) その他本会の目的に賛同する個人又は団体
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は会員になることができない。
- (1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、あらかじめ別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 本会は、運営上特に必要と認めるときは、総会の決議により会員から臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、あらかじめ別に定める退会届を提出することにより、任意に

いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 第5条第3項各号の一に該当する会員。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(抛出金品の不返還)

第11条 本会は、会員が前3条の規定によりその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員資格の停止)

第12条 会員が第7条の支払義務を1年以上履行しなかったときは、一般法人法に規定する社員としての権利を除き、その資格を停止することができる。

2 前項の規定による資格停止会員が会費を納入した場合は、直ちに資格停止を解くものとする。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては第16条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに会員に対して、総会の日時、場所及び目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 3 前項の総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- 4 第2項の規定による総会招集通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- 5 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、各会員につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第20条 会員は、第16条第2項又は第4項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合は、他の会員でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、会員が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、当該会員又は代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

3 会員は、第16条第2項又は第4項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、理事会で定めるところにより、書面によって、議決権を行使することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその総会に出席した会員の中から選定された議事録署名人2名が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 33名以上35名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項に規定する理事のほか、必要に応じ常務理事1名を置くことができる。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

5 第5条第3項各号の一に該当する者は、役員になることができない。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって会員（団体にあつては代表者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名を会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

4 任期満了又は辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、監事の解任にあつては、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第29条 本会は、一般法人法第114条の規定により、役員同法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第30条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、本会に功労のあった者及び学識経験者のうちから、理事会の決議によって会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役任期は2年とする。ただし、理事会で別段の決議がされない限り、再任されたものとみなす。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は、年2回以上開催する。ただし、次のいずれかに該当する場合には、臨時に理事会を開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から法人法第101条第2項及び第3項に基づき、会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた副会長が招集する。

3 会長は、前条第2号又は第4号の規定により理事会招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた者が当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第40条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、理事会の決議により、専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(財産の管理)

第43条 本会の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、総会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第44条 本会の経費は、財産をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第48条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を受けなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第53条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。ただし、重要な職員は、理事会の承認を得て会

長が任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容等を公開するものとする。

(個人情報の保護)

第55条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

第13章 補則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

この定款は令和3年6月11日から施行する。